

令和7年第1回（3月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号	議案の名称	審査結果	採決日
議案第 1 1 号	令和6年度宝塚市一般会計補正予算（第10号）	可決 （全員一致）	3月3日
議案第 1 2 号	令和6年度宝塚市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第4号）	可決 （全員一致）	
議案第 1 3 号	令和6年度宝塚市特別会計国民健康保険診療施設費補正予算（第3号）	可決 （全員一致）	
議案第 1 4 号	令和6年度宝塚市特別会計介護保険事業費補正予算（第4号）	可決 （全員一致）	
議案第 1 5 号	令和6年度宝塚市特別会計後期高齢者医療事業費補正予算（第4号）	可決 （全員一致）	
議案第 1 6 号	令和6年度宝塚市特別会計財産区補正予算（第2号）	可決 （全員一致）	
議案第 1 7 号	令和6年度宝塚市特別会計宝塚市営霊園事業費補正予算（第4号）	可決 （全員一致）	
議案第 1 9 号	宝塚市市税条例の一部を改正する条例の制定について	可決 （全員一致）	
議案第 2 0 号	宝塚市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について	可決 （全員一致）	
議案第 2 1 号	宝塚市都市開発基金条例を廃止する条例の制定について	可決 （全員一致）	
議案第 2 2 号	宝塚市立病院建設基金条例の制定について	可決 （全員一致）	
議案第 2 3 号	職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決 （全員一致）	
議案第 2 4 号	宝塚市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決 （全員一致）	
議案第 2 5 号	宝塚市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	可決 （全員一致）	
議案第 2 6 号	宝塚市職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例の制定について	可決 （全員一致）	
議案第 3 7 号	負担付き寄附の受納について	可決 （全員一致）	

請願第 1 2 号	選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論の促進を求める意見書の提出についての請願	採択 (賛成多数)	3月3日
-----------	---	--------------	------

審査の状況

① 令和7年 2月26日 (議案審査)

・出席委員 ◎村松 あんな ○田中 こう 浅谷 亜紀 泉 友紀
梶川 みさお 北山 照昭 末永 やよい 三宅 浩二

② 令和7年 3月 3日 (議案審査)

・出席委員 ◎村松 あんな ○田中 こう 浅谷 亜紀 泉 友紀
梶川 みさお 北山 照昭 末永 やよい 三宅 浩二

③ 令和7年 3月17日 (委員会報告書協議)

・出席委員 ◎村松 あんな ○田中 こう 浅谷 亜紀 泉 友紀
梶川 みさお 北山 照昭 末永 やよい 三宅 浩二

(◎は委員長、○は副委員長)

令和 7 年第 1 回（3 月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第 11 号 令和 6 年度宝塚市一般会計補正予算（第 10 号）

議案の概要

補正後の令和 6 年度宝塚市一般会計の歳入歳出予算の総額

1,221 億 6,356 万 1 千円（278 億 2,207 万 2 千円の増額）

歳出予算の主なもの

増額 基金管理事業、病院事業会計補助金、施設型等給付事業、生活保護事業、自立支援事業、小学校施設整備事業、中学校施設整備事業、特別支援学校施設整備事業 など

減額 新ごみ処理施設整備事業、価格高騰重点支援給付金給付事業、執行額の確定に伴う執行残 など

歳入予算の主なもの

増額 国庫支出金 施設型給付費負担金、自立支援給付費負担金、生活保護費負担金、学校施設環境改善交付金 など

県支出金 施設型給付費負担金、自立支援給付費負担金 など

寄附金 病院事業会計補助金に対する寄附金 など

市債 小学校施設整備事業債、中学校施設整備事業債、特別支援学校施設整備事業債 など

減額 国庫支出金 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 など

繰入金 財政調整基金とりくずし など

市債 ごみ処理施設整備事業債 など

繰越明許費補正

追加 中学校施設整備事業_建物保全 など

変更 小学校施設整備事業_建物保全 など

債務負担行為補正

追加 新ごみ処理施設等整備・運営事業

地方債補正

追加 特別支援学校施設整備事業債

廃止 図書館整備事業債

変更 小学校施設整備事業債 など

論 点 なし

<質疑の概要>

問 1 市民からの寄附金により導入する手術用ロボットについて、年間稼働見込みを前立腺がん 50 件、大腸がん 20 件を予定しているが、扱える医師は何人いるのか。

答 1 ロボットを使える医師は泌尿器科に 2 名。大腸がん手術に関しては、兵庫医科大

学に外科医の派遣について働きかけを行っているところである。

問2 このたび導入する手術用ロボットについて、手術室のスペース確保、衛生管理の強化、電源や通信インフラの確保等の問題には対応できているのか。

答2 現在の手術室に大きな手を加えず使用が可能。スタッフ動線についても、兵庫医科大学の事例を参考にして検証する。

問3 中央図書館の改修工事費が3,798万円の減額となっている理由は。また、雨漏りの対応はどうなっているか。

答3 空調機器更新工事について、令和6年度中の進捗状況に従い工事費の一部を支払う予定だったが、今年度は請負業者からの請求がなく、次年度にまとめて支払うこととなった。また、雨漏り対策の修繕工事は、令和7年度に設計を計画している。

問4 民間放課後児童クラブへの財源充当額を減額した理由は、今年度設置予定だったものが設置できなかったことによるのか。また、次年度の設置予定は。

答4 減額理由はそのとおりである。次年度は、公募により1か所を4月から開所し、もう1か所を開設に向けて協議中である。そのほか1学校区について、引き続き新設に取り組んでいる。

問5 障害児相談支援事業の相談員不足、子ども発達支援センター診療所の訓練士不足について、どう改善するのか。取組方針の根本的な見直しが必要ではないか。

答5 スタッフ不足に対応するため会計年度任用職員の募集を行ったが、雇用条件が合わず採用できなかった。他市の事例も研究し、対策を講じていきたい。

問6 産後ケア事業については宿泊型の利用件数が増えているが、現状の施設で対応できるのか。また、施設ごとに利用条件が異なるようだが、どう考えているか。

答6 宿泊型は4施設あるが、希望者が多く予約が取りづらい状況にある。施設によっては、管理上の問題から自院で出産した者だけを対象とするところもあり、市としては全ての者を受け入れてほしいと思っている。今後は、兵庫県を中心として委託契約を締結することが検討されており、それによって利用範囲が拡大されることを予想している。

委員間討議	なし
討 論	なし
審 査 結 果	可決（全員一致）

令和 7 年第 1 回（3 月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名		
議案第 1 2 号 令和 6 年度宝塚市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第 4 号）		
議案の概要		
補正後の令和 6 年度宝塚市特別会計国民健康保険事業費の歳入歳出予算の総額 223 億 4,249 万 9 千円（7,345 万 6 千円の増額）		
歳出予算の主なもの		
増額 基金管理事業		
歳入予算の主なもの		
増額 保険基盤安定繰入金		
論 点 なし		
<質疑の概要>		
なし		
委員間討議 なし		
討 論 なし		
審 査 結 果 可決（全員一致）		

令和 7 年第 1 回（3 月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名		
議案第 1 3 号 令和 6 年度宝塚市特別会計国民健康保険診療施設費補正予算（第 3 号）		
議案の概要		
補正後の令和 6 年度宝塚市特別会計国民健康保険診療施設費の歳入歳出予算の総額 1 億 2,995 万 1 千円（215 万 6 千円の減額）		
歳出予算の主なもの		
減額 役務費、備品購入費		
歳入予算の主なもの		
増額 一般会計からの繰入金		
減額 診療報酬収入		
論 点 なし		
<質疑の概要>		
なし		
委員間討議 なし		
討 論 なし		
審 査 結 果 可決（全員一致）		

令和7年第1回（3月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名		
議案第14号 令和6年度宝塚市特別会計介護保険事業費補正予算（第4号）		
議案の概要		
補正後の令和6年度宝塚市特別会計介護保険事業費の歳入歳出予算の総額 236億3,614万4千円（354万5千円の減額）		
歳出予算		
増額 介護予防サービス等給付事業、その他給付事業、基金管理事業		
減額 介護認定事業、地域密着型介護サービス等給付事業		
歳入予算		
増額 介護給付費準備基金利子		
減額 一般会計繰入金		
論 点 なし		
<質疑の概要>		
なし		
委員間討議 なし		
討 論 なし		
審 査 結 果 可決（全員一致）		

令和 7 年第 1 回（3 月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名		
議案第 1 5 号 令和 6 年度宝塚市特別会計後期高齢者医療事業費補正予算（第 4 号）		
議案の概要		
補正後の令和 6 年度宝塚市特別会計後期高齢者医療事業費の歳入歳出予算の総額 52 億 8,374 万 3 千円（2,662 万 3 千円の減額）		
歳出予算		
減額 保険基盤安定制度負担金		
歳入予算		
減額 保険基盤安定繰入金		
論 点 なし		
<質疑の概要>		
なし		
委員間討議 なし		
討 論 なし		
審 査 結 果 可決（全員一致）		

令和7年第1回（3月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名		
議案第16号 令和6年度宝塚市特別会計財産区補正予算（第2号）		
議案の概要		
補正後の令和6年度宝塚市特別会計財産区の歳入歳出予算の総額 1億9,733万6千円（7,785万円の増額）		
歳出予算		
増額 区有金繰出金、一般会計繰出金		
歳入予算		
増額 不動産売払収入（川面）		
論 点 なし		
<質疑の概要>		
なし		
委員間討議 なし		
討 論 なし		
審 査 結 果 可決（全員一致）		

令和 7 年第 1 回（3 月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名		
議案第 17 号 令和 6 年度宝塚市特別会計宝塚市営霊園事業費補正予算（第 2 号）		
議案の概要		
補正後の令和 6 年度宝塚市特別会計宝塚市営霊園事業費の歳入歳出予算の総額 2 億 8,704 万 1 千円（2,335 万 7 千円の減額）		
歳出予算の主なもの		
減額 長尾山霊園管理事業など		
歳入予算の主なもの		
減額 霊園運営基金とりくずしなど		
論 点 なし		
<質疑の概要>		
問 1 すみれ墓苑使用料が 690 万円の減額、樹木葬式墓所使用料が 460 万円の減額となっている理由は。		
答 1 すみれ墓苑の一般墓所については、長尾山霊園の市外貸出が始まったことが影響していると考えている。樹木葬式墓所については、令和 5 年度にかなりの数が貸出しできたので、大型シンボルツリー型の残り区画が 11 に減っていた。なお、補正予算に計上した数字は昨年 12 月末時点の実績によるが、その後に貸出しが進み、今年 2 月末現在、樹木葬式墓所については当初予算を達成している。		
委員間討議 なし		
討 論 なし		
審 査 結 果 可決（全員一致）		

令和7年第1回（3月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名		
議案第19号 宝塚市市税条例の一部を改正する条例の制定について		
議案の概要		
私立学校法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。		
論 点 なし <質疑の概要> なし		
委員間討議 なし		
討 論 なし		
審 査 結 果 可決（全員一致）		

令和7年第1回（3月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名		
議案第20号 宝塚市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について		
議案の概要		
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。		
論 点 なし		
＜質疑の概要＞		
なし		
委員間討議 なし		
討 論 なし		
審 査 結 果 可決（全員一致）		

令和 7 年第 1 回（3 月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名		
議案第 2 1 号 宝塚市都市開発基金条例を廃止する条例の制定について		
議案の概要		
駅前再開発事業や土地区画整理事業の財源として活用してきた都市開発基金に関し、基金設立時に想定していた事業は終了しており、今後同様の大規模事業の予定もなく、同基金の役割が一定終了したため、条例を廃止しようとするもの。		
論 点 なし		
<質疑の概要>		
なし		
委員間討議 なし		
討 論 なし		
審 査 結 果 可決（全員一致）		

令和 7 年第 1 回（3 月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第 2 2 号 宝塚市立病院建設基金条例の制定について

議案第 3 7 号 負担付き寄附の受納について

議案の概要

（議案第 2 2 号）

老朽化した宝塚市立病院の建て替えに要する資金を積み立てることを目的として、新たな基金を創設するため、条例を制定しようとするもの。

（議案第 3 7 号）

老朽化した宝塚市立病院の建て替えに要する資金を積み立てることを目的とした基金を設置し、病院の建設を行うことなどを条件として、負担付きの寄附の申し出があったため、これを受納することについて、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。

論 点 なし

<質疑の概要>

問 1 この基金を使用する範囲としては、新病院の建設費用のうち病院事業会計が負担する部分にも使われるのか。

答 1 現時点での総事業費 397 億円全てに対して基金を活用するため、市も病院事業会計も負担が軽減される。

問 2 地方交付税の交付基準では建築単価は 1 平米当たり 52 万円となっているが、実際の費用想定は 90 万円程度となっている。そこに生じる超過負担分についてはどうなるか。

答 2 概算事業費が固まった段階で、県、国と協議を行って金額が決定するので、今は答えられない。市にとって最も有利となるよう交渉していく。

問 3 市民からの声で、新病院は寄附者の冠を付けた名称とするべきとの意見を聞くが、どう考えるか。

答 3 寄附者との協議の中でも、愛称でもいいので何か付けてほしい、それによって市民が市に協力することの大切さを伝えたいという思いをいただいている。その思いを庁内でも共有し検討していく。

問 4 令和 8 年度に、国から新たな地域医療構想が出されると聞くと、それによって、建設計画に変更が生じることはないか。

答 4 都道府県単位での地域医療構想策定は令和 8 年度から検討することとなるので、その状況を見て、必要があれば計画に反映していく。

委員間討議	なし	
討 論	なし	
審 査 結 果		
議案第 2 2 号 可決（全員一致）		
議案第 3 7 号 可決（全員一致）		

令和7年第1回（3月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名		
議案第23号 職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
議案の概要		
育児を行う職員の時間外勤務の制限の職員の範囲の拡大や、子の看護休暇の取得事由の見直しを行うほか、所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。		
論 点 なし		
<質疑の概要>		
なし		
委員間討議 なし		
討 論 なし		
審 査 結 果 可決（全員一致）		

令和7年第1回（3月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名		
議案第24号 宝塚市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
議案の概要		
特別職の職員の給与に関する法律の改正に準じて、特別職の職員の期末手当を改定するため、条例の一部を改正しようとするもの。		
論 点 なし		
<質疑の概要>		
なし		
委員間討議 なし		
討 論 なし		
審 査 結 果 可決（全員一致）		

令和7年第1回（3月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名		
議案第25号 宝塚市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について		
議案の概要		
昨年8月の人事院勧告の職員の給与に関する報告を踏まえ、地域手当及び扶養手当の見直しを行うほか、所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。		
論 点 なし		
<質疑の概要>		
なし		
委員間討議 なし		
討 論 なし		
審 査 結 果 可決（全員一致）		

令和 7 年第 1 回（3 月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名		
議案第 26 号 宝塚市職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例の制定について		
議案の概要		
経済社会情勢の変化に対応するとともに、事務負担軽減を図ることを目的とした国家公務員等の旅費に関する法律の改正に準じた改正を行うため、条例の全部を改正しようとするもの。		
論 点 なし		
<質疑の概要>		
問 1 改正の根拠は。		
答 1 国の旅費法の改正に準じたものである。		
問 2 部長級と市長の宿泊費基準額に大きな差が生じた理由は。		
答 2 国の法律改正時の説明では、セキュリティや必要な設備が異なることが挙げられている。今回の見直しは 35 年ぶりとなるが、規定の額が実勢価格と大きく乖離していたことから大幅な改正になった。また、現行の条例では定額支給であったが、改正後の条例では、規定の額は上限額でありその範囲内での実費支給となる。		
委員間討議 なし		
討 論 なし		
審 査 結 果 可決（全員一致）		

令和7年第1回（3月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名

請願第12号 選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論の促進を求める意見書の提出についての請願

<請願の趣旨>

日本では、婚姻における夫婦別姓が認められないために、望まない改姓、事実婚、通称使用などによる不利益や不都合を強いられている人が多く存在している。夫婦同姓を法律で定めているのは日本だけである。婚姻の際、96%が夫の姓になっており、女性に多大な負担となっている。

通称使用では、旧姓併記、旧姓使用での法的根拠がないために、本人であることを疑われるなど、さまざまな事務手続きの煩雑さがある。働く女性にとっては改姓によりキャリアが中断されるとの声も切実で、通称使用の拡大では根本的解決にならない。

国連女性差別撤廃委員会は、夫婦同姓を義務づける民法750条は、差別的規定にあたるとして、2003年以降繰り返し、その改正を勧告してきた。

2024年10月には、再び2年以内に実施状況の報告を求めている。

選択的夫婦別姓制度は、同姓か別姓かを選択できるようにするもので、従来どおり同姓を選ぶことに制約が発生することは無く、誰も強制されることのないしくみである。

最近の世論調査では約7割が選択的夫婦別姓制度に賛成し、若年層ほど賛成が多くなっている。2024年6月には、日本経済団体連合会が導入を求める提言を発表し、同制度の導入を求める地方議会の意見書も次々採択されている。

以上、下記項目について、関係大臣に対する意見書の提出を求めるもの。

<請願の項目>

- 1 選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論の促進を求める意見書を、国に提出することを求めます。

<質疑の概要>

問1 国連女性差別撤廃委員会の勧告に法的拘束力はあるのか。

答1 （紹介議員A）法的拘束力はない。

問2 今年1月の産経新聞社とFNNの調査では、旧姓の通称使用を広げることに賛成が45.2%、選択的夫婦別姓に賛成が37.5%、それに反対が14.7%で、選択的夫婦別姓に反対する意見が約6割だったが、どう考えるか。

答2 （紹介議員B）それを望む人が選ぶ制度なので賛成が100%にならないとできないのではなく、それができなくて困っている人たちのことを理解し、その人権を尊重していかなければならない。女性のキャリアに関わることであり解決すべき問題だと考える。

問3 子どもの問題が一番大きい。アンケートでも、姓が一致しないことで起こる不安や混乱など、子どもにとって好ましくない影響があるという意見がある。家族単位で考えたとき、ばらばらな姓であることが望ましい社会なのか。

答3 (紹介議員C) 大前提になっているのは選択制であり、したくない人はしなくてよいという制度。また、現在でも様々な家庭があるが、姓が違うことで家族の絆が壊れることはない。

問4 改姓によってキャリアが中断されるという点について説明を。

答4 (紹介議員B) 研究者の場合、結婚で姓が変わったことで以前に発表していた論文が成果として認められない。また、ビジネスの場合でも、パスポートの名前と通称名が違うため、海外出張の際、入国審査で説明に苦慮するケース、航空券や宿泊予約で不正を疑われたりするケースなどがある。

問5 日本の戸籍制度は、家族関係を記録する大変貴重な制度。夫婦別姓を導入すると、この制度に大きな影響があると懸念するが。

答5 (市当局) 平成22年ごろに法務省が定めた改正案骨子では、子が称する氏を設定するような制度設計が考えられており、今と同じように夫婦の戸籍の中に子の記載がされることは変わらないのではないかと想定している。

問6 選択的夫婦別姓ではなく、まず、通称使用の法的根拠をしっかりと考えていくべきではないか。

答6 (紹介議員A) 通称使用の拡大は海外では通用しないという意見が、経済団体からも出ている。自分が自分であることを証明するのに、一々戸籍まで取り寄せて説明しなければならない不自由さがある。現状ではこれが、女性のキャリアに大きく関わってくる問題なので、女性が活躍する社会を目指す上でのハードルとなっている。

委員間討議

議員A 今回の請願は選択的夫婦別姓の法制化を求めるものではなく、その議論の促進を求めるもの。そして、今、国会でも議論がされている。その議論を進めてほしいという請願だということを考えてほしい。

議員B やはり、子どもへの影響を懸念する。夫婦がしっかりと決めて決めることだが、子どもがそれを選んでいないというところが気になる。また、調査では、通称使用の拡大を求める声が多いということも重く受け止めるべき。

議員C 2024年に日本経団連が正式に、選択的夫婦別姓の導入を求める提言を発表したことで、大きな方向性は出ているのではないかと。国できっちりと議論してもらうのがよい。

議員D 選択的夫婦別姓に賛成、反対だけでなく、通称使用の拡大も含めた議論であるべき。

議員E 賛成、反対の二択を強く進めているように見える。

議員F なかなか議論がかみ合わないと感じたが、実際に困っている人がいる、また、いろいろな団体から提言が出ていることを取り上げ議論するのが議会ではないか。

議員G 制度そのものにいろんな考えがあるのは理解するし、慎重に考える方の価値観が否定されるわけでもないが、選択肢が広がることは望ましいのではないかと。通称使用の拡大が否定されるものではないが、それをもって、選択的夫婦別姓を否定するものではないと考える。

議員B この請願の趣旨の部分を読むと、「通称使用の拡大では根本的解決にはならない」と書かれてある。その部分を認めるのかどうかは賛否が分かれるところなので、慎重に考えるべき。

議員C 請願の項目に、「選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論の促進を求める意見書を、国に提出することを求めます」と書かれている。そこをしっかりと判断したい。議論の促進を求めることは必要だと考える。

討 論

(反対討論)

討論1 日本では既に、選択的夫婦同姓という制度があり、結婚するとき男性も女性も平等に、どちらの姓を名乗るかを選ぶことができる。それにも関わらず、あたかも名前を奪われているかのような議論が繰り返されることに違和感を覚える。家族が同じ苗字を名乗ることは単なる形式ではなく、家族が一つであることの象徴であり、子どもにとって安心できる環境をつくる重要な要素だ。制度が導入されれば必ず社会の中でひずみが生じると思う。議論の促進を求めることには慎重であるべきであり、この請願を採択することには反対する。

討論2 請願の趣旨には、通称使用の拡大では根本的解決にはならないとあるが、法制

化は時期尚早と考える。子どもの意見では反対が多く、もっと時間をかけるべきだと考える。

(賛成討論)

討論3 日本の社会の中で、女性が置かれている地位はまだまだ低い。雇用の問題ひとつをとっても男性上位。婚姻時に選ばれる姓は95%が男性のもの。子どもの意見では反対が半数というが、逆に、反対が少ないなと感じた。そういう選択が当たり前にできる社会が近づいているとの展望を持つことができた。もう何十年も議論されてきたことであり、経団連が提言を出された重みも感じる。国会で大いに議論していただき、法整備が進んでいくことを期待し賛成する。

審 査 結 果 採択 (賛成多数 賛成4人、反対3人)

